



後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。

これに伴い、令和4年度は、後期高齢者医療に加入されている全ての方について、**被保険者証の更新が2回行われます。**

お手数をおかけいたしますが、2回の被保険者証の受け取りにご協力をお願いします。

1回目：7月にお届けする被保険証

今までの被保険者証(紫色) 〈有効期限〉 令和4年7月31日まで	➔	新しい被保険者証(ねずみ色) 〈有効期限〉 令和4年8月1日～令和4年9月30日まで
-----------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------

2回目：9月にお届けする被保険証

今までの被保険者証(ねずみ色) 〈有効期限〉 令和4年9月30日まで	➔	新しい被保険者証(水色) 〈有効期限〉 令和4年10月1日～令和5年7月31日まで
-------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------

○現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和4年度も住民税非課税世帯の方については、**8月1日**からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(白いカード)を7月に被保険者証と一緒にお届けします。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。過去に交付を受けていない方については送付されませんので、世帯員全員が住民税非課税で認定証が必要な方は、福祉保健課で申請をしてください。

○現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和4年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、**8月1日**からの「限度額適用認定証」(白いカード)を7月に被保険者証と一緒にお届けします。

過去に交付を受けていない方についてはお届けされませんので、認定証が必要な方は福祉保健課で申請をしてください。

※例年、被保険者証のみを切り取り、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を切り取られずに捨てられてしまう事例が多発しています。現在交付を受けている方は、被保険者証と一緒に送付されます。被保険者証の裏に同封されておりますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中に届きます

令和4年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収(年金からの納付)
- ・普通徴収(口座振替または納付書での納付)

となります。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっておりますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

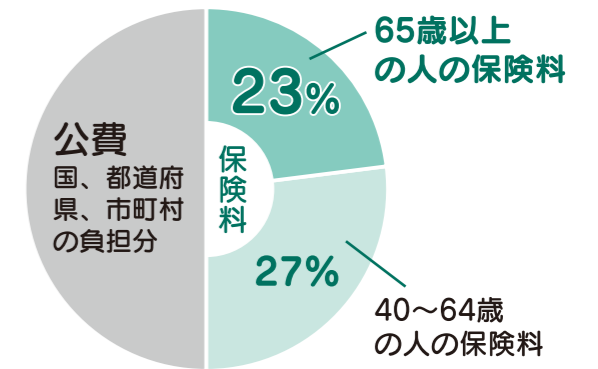
65歳以上の皆さんへ

令和4年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の令和4年度介護保険料が決定しました。7月中旬頃、介護保険料納入通知書を発送しますので内容のご確認をお願いします。

介護保険料は、3年ごとに策定される町の「介護保険事業計画」に基づき、高齢者の人数や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況等を見込んで算定しています。

介護保険の財源内訳



保険料は9段階

介護保険料は、本人の所得や住民税の課税状況、世帯の住民税課税状況によって9段階に分かれます。

所得段階	世帯住民税課税・非課税区分	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者または本人の年金収入等が80万円以下	基準額×0.3※	24,480
第2段階	非課税	本人の年金収入等が80万円超～120万円以下	基準額×0.5※	40,800
第3段階	非課税	本人の年金収入が課税年金収入等が120万円超	基準額×0.7※	57,120
第4段階	課税	本人住民税非課税者 本人の年金収入等が80万円以下	基準額×0.9	73,440
第5段階	課税	本人住民税非課税者かつ 本人の年金収入等が80万円超	基準額	81,600
第6段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	97,920
第7段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	106,080
第8段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	122,400
第9段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7	138,720

※保険料軽減強化により、第1～3段階の保険料率が低くなっています。

介護保険料の「基準額」算定方法について

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。

$$\text{基準額(年額)} = \text{市町村で介護保険サービスに係る費用} \times \text{65歳以上の人の負担割合(23\%)} \div \text{市町村の65歳以上の人数}$$

※介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608